

# 第3章 施策展開

## 1 区のめざす姿

区では、本計画により子どもの貧困対策を推進するに当たって、区の「めざす姿」を次のとおり定めました。

### 区のめざす姿

子どもたちの現在および将来が  
その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、  
地域力<sup>27</sup>を活かし  
必要な環境整備と教育の機会均等<sup>28</sup>を図り、  
孤立を防ぎ誰一人取り残すことがないよう  
一人ひとりが夢や希望を持ち、  
未来を切り拓く力を身につけることをめざします

明日を支えていくのは今を生きる子どもたちです。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子、子からさらに次の世代へと世代を超えて連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖<sup>29</sup>」につながらないように、対策を総合的に推進することが何よりも重要です。

区は、子どもたちが誰一人取り残されることがないよう、一人ひとりが夢や希望を持ち、笑顔で未来を切り拓いていけるように、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちの必要とする機会が開かれている地域社会の実現をめざします。

また区は、子どもの貧困を地域共通の課題として捉え、必要な支援が行き届くよう、地域力を活かし、この間に醸成した社会的包摂の考えを原動力にし、さらなる貧困対策の取組みを力強く推進します。

<sup>27</sup> 「地域力」とは、区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPO など様々な主体が持っている力、それら相互及び区との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力と定義します（「大田区基本構想」より）。

本計画においてはこうした考え方にに基づき、互いを認め、助け合うことにより、子どもたちが未来を切り拓いていける地域社会の実現をめざします。

<sup>28</sup> 本計画においては、学校教育だけでなく、家庭教育や地域での経験・体験などを含め「子どもの成長に必要なすべての学び」の機会を提供することをめざします。

<sup>29</sup> 子供の貧困対策に関する大綱では、「子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である」としています。

## 2 計画の基本的考え方

区のめざす姿を実現するため、第1章及び第2章で把握した現状と課題を踏まえて、以下の4つの視点を掲げ、本計画を推進していきます。

### 視点1 家庭、学校、地域、行政が「気づき・見守る」体制をつくる

相対的な貧困の状態に置かれ、支援が必要な子どもたちは、外からは「見えにくい」と指摘されています。子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、学校、地域や行政が社会的包摂の考えのもと気づき・見守る体制づくりに連携して取り組むことが大切です。地域における支援者のネットワーク強化を進め、子どもと保護者の孤立を防ぎ、地域社会との関わり・参加の機会を身近に感じられる環境を整えるための視点です。

### 視点2 妊娠・出産期から社会的自立までを「切れ目のない支援」でつなぐ

子どもたちの成長には、一人ひとりの成長段階に応じた支援が重要です。特に、支援が届かない又は届きにくい複合・複雑化した課題を抱える世帯に対しては、多様な支援ニーズを捉えて支援することに取り組むことが大切です。子どもの生活や成長を権利として保障し、子どもたちの健やかな成長を制度の狭間に陥ることがないように切れ目なく支援するための視点です。

### 視点3 自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」

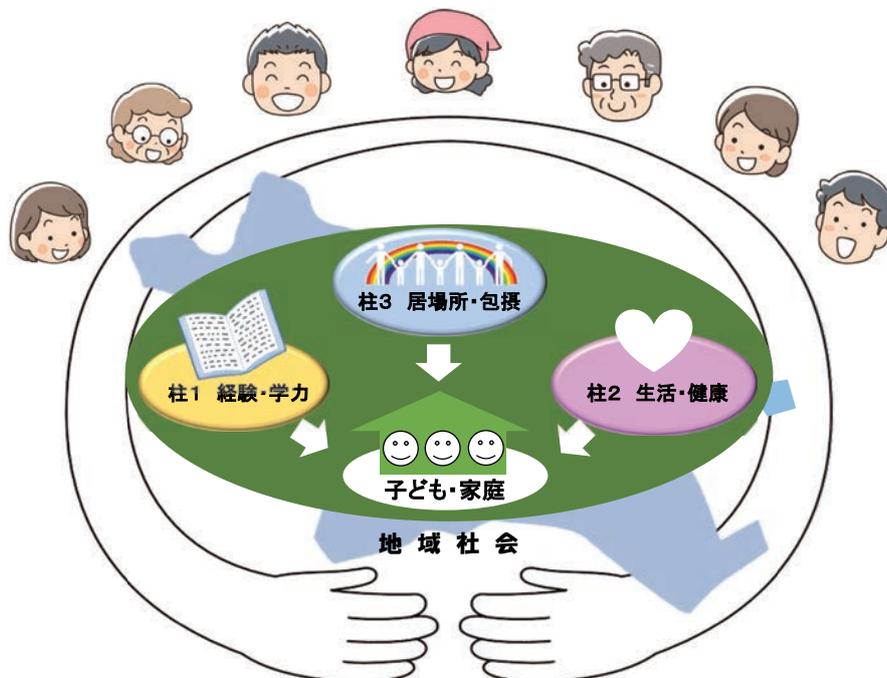
子どもの貧困対策には、親世代の受けた困難な状況が世代を超えて子どもに引き継がれてしまう、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るための支援が重要です。そのためには、子どもの学習支援や自己肯定感を高め、生きる力につながる活動への支援及び生活困窮家庭などの支援を必要とする家庭への生活安定のための支援に取り組むことが大切です。子どもたちがその生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って現在から将来にわたり力強く歩いていく力を育むための視点です。

### 視点4 子どもの最善の利益を尊重した「包括的支援体制」をつくる

子どもの貧困は、子どもの成長に必要な学びや体験、社会との関わりなどの機会を十分に得ることができない状況を生み出します。子どもたちの無限の可能性を狭めることのないよう、子どもの意見を尊重し、子どもが安全・安心に地域で暮らせるよう、居場所づくりや信頼できる人に相談できる包括的な支援体制を整備することが大切です。区と地域が連携し、重層的に支援を展開するための視点です。

### 3 施策の柱

令和4年度からの第2期計画においても、第1期計画の「経験・学力」、「生活・健康」、「居場所・包摂」の3つの柱を継承しつつ、より実効性の高い施策を展開し、子どもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

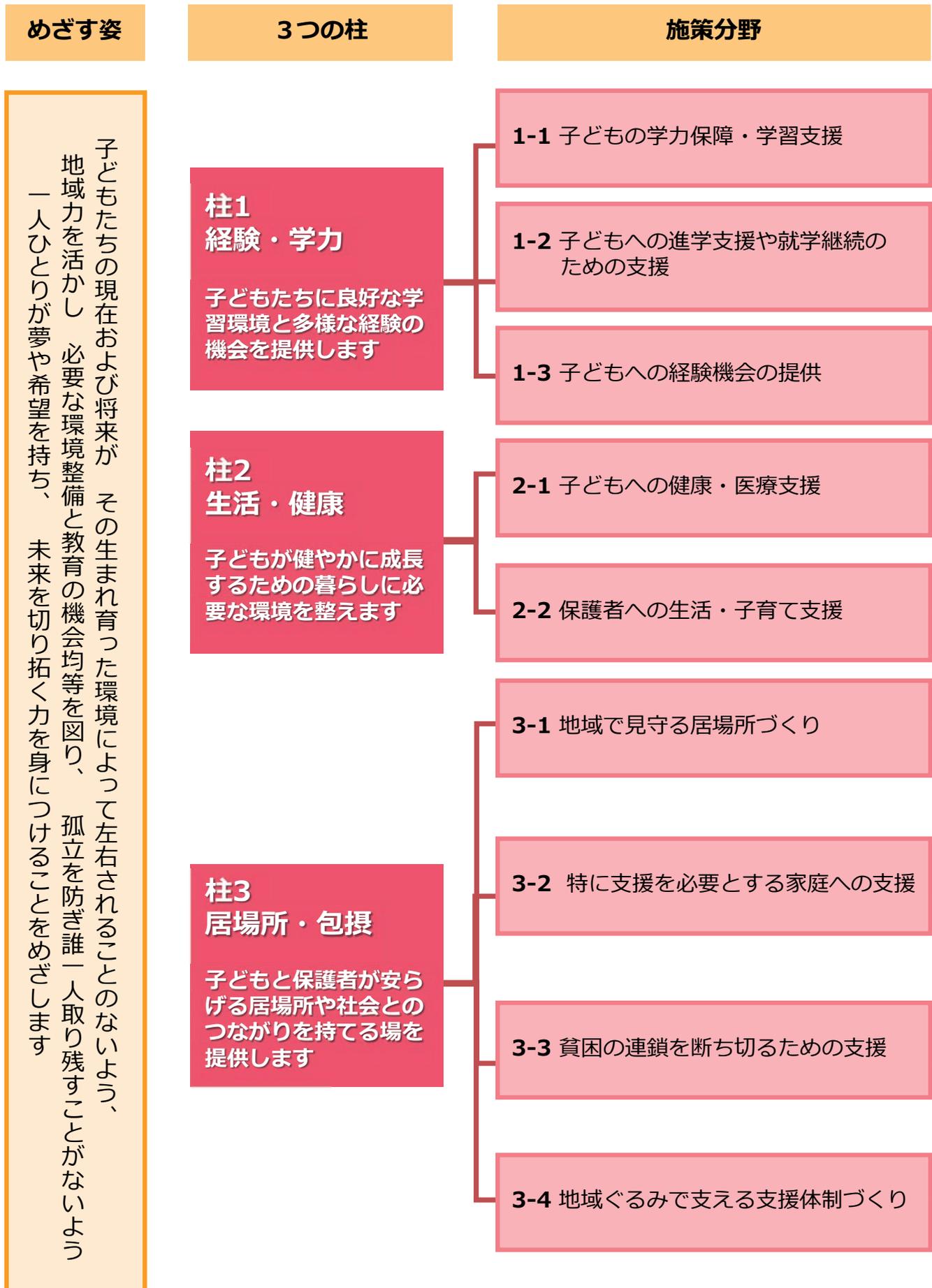


「**経験・学力**」の柱では、子どもが育つ環境や世帯の所得に関わりなく、すべての子どもに基礎的な学力を保障するための良好な学習環境と、生きる力を育むための多様な体験や経験の機会を提供するための施策を展開します。学びと経験から生まれた子どもの意欲を、将来の夢につなげることをめざします。

「**生活・健康**」の柱では、暮らしに必要な環境を整え、子どもが健やかに成長するための施策を展開し、そのため子ども分野の人材育成にも取り組みます。子どもと保護者の心身の健康を支えることをめざします。

「**居場所・包摂**」の柱では、子どもと保護者が安らげる居場所や、社会とつながりを持てる場を提供するための施策を展開します。地域社会において、すべての子どもを温かく包み込むような支援（社会的包摂）が広がっていくよう、区民の皆様へ本計画の理念をご理解いただけるよう努めます。また、困難を抱える子どもや保護者が社会から孤立せず、必要な支援が届くよう、地域や支援関係者が連携・協働して子どもの貧困対策を推進していく地域づくりの推進をめざします。

## 4 施策体系



## 施策小分類

- ① 学校教育を中心とした学力保障
- ② 学校と地域が連携した学習支援
- ③ 幼児教育の推進
- ④ 特に支援が必要な子どもへの学力保障・学習支援の充実

- ① キャリア教育
- ② 生活困窮家庭への支援
- ③ 特に支援が必要な子どもへの支援

- ① 生きる力を育む活動・体験機会の充実
- ② 歴史・文化、スポーツを楽しむ機会の充実

- ① 妊娠期から子育て期への切れ目ない健康支援の推進
- ② 子どもの医療に関する支援の推進
- ③ 子どもの栄養確保、食育の推進

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 保護者の養育力の向上の支援
- ③ 相談支援体制の充実
- ④ 相談支援に関わる専門的人材の育成

- ① 子どもの居場所づくりの推進
- ② 子育て家庭の居場所づくりの推進

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 生活困窮家庭への支援
- ③ 障がいのある子どもへの支援
- ④ 外国につながる子どもへの支援
- ⑤ 不登校・ひきこもり状態にある子どもへの支援
- ⑥ 虐待を受けた子どもへの支援
- ⑦ その他の複雑な課題を抱えた子どもへの支援

- ① 就労支援
- ② 進学支援

- ① 区の包括的支援体制の構築
- ② 地域活動団体の活動推進のための支援
- ③ 関係機関との連携、地域ネットワークの形成の推進
- ④ 地域における支援者の確保・育成
- ⑤ 普及・啓発

## 5 計画の指標

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困対策に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、施策の検証・評価を行います。

これらの指標を活用し、計画の進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策の見直しや改善に努めます。

|    | 番号                                   | 指標  | 目標   | 概要   | 直近値<br>(令和2年度)                                     |
|----|--------------------------------------|---|--|--|--|
| 柱1 | 1                                    | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率                            |  | 不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標                | 4.32%  |
|    | 2                                    | 大田区学習効果測定(期待正答率を上回った生徒の割合)                        |  | 大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を測る指標          | 67.0%  |
|    | 3                                    | 「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合                          |  | 区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標                         | 75.0%<br>※1  |
| 柱2 | 4                                    | ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの就業者数(率)及び正規雇用率 |  | 就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標                      | JOBOTA<br>就労支援者数<br>11名<br>就業者数<br>7名<br>正規雇用率 14% |
|    | 5                                    | 妊娠届出者に対する面接を行った割合                                 |  | 子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標          | 91.2%  |
|    |                                      | すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率                                  |  |  | 97.7%  |
|    | 6                                    | 産後家事・育児援助事業(ぴよぴよサポート・にこにこサポート)延べ利用者数              |  | 支援が必要な子育て家庭の育児不安や孤立感を軽減し、家庭内のリスクを予防する取組みの利用状況を計る指標 | ぴよぴよサポート<br>138人<br>(R2.10開始)<br>※2                |
| 7  | 区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合 |   | 歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成長環境を示す指標 | 13.97%   |  |

|        | 番号 | 指標                                       | 目標   | 概要   | 直近値<br>(令和2年度)                      |
|--------|----|--|--|--|-------------------------------------|
| 柱<br>3 | 8  | 不登校の児童・生徒（小・中学生）のうち、相談指導等を受けていない児童・生徒の割合 |   | 将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の相談指導等の状況を把握する指標                            | 小学生<br>15.8%<br>中学生<br>18.0%        |
|        | 9  | 児童館・中高生ひろばの年間延べ利用者数                      |   | 子どもたちの安全・安心な居場所であり、交流・活動ができ、相談支援が受けられる児童館や中高生ひろばの利用状況を把握する指標             | 児童館<br>463,761人<br>中高生ひろば<br>3,041人 |
|        | 10 | 将来の夢や目標があると回答した子どもの割合（小・中学生）             |   | すべての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されことなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる社会の実現に取り組むための間接的な指標 | ※3                                  |
|        | 11 | 本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数                  |  | 子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標   | 団体・拠点数<br>96                        |

※1 国調査が未実施のため、区独自調査の参考値

※2 にこにこサポートは、令和3年度から実施する事業です。

※3 令和2年度全国学力・学習状況調査は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等から実施されませんでした。

## 6 掲載事業の見方

次のページから、3つの柱に沿って子どもの生活応援に関連する区の事業を掲載しています。掲載している事業の見方については、以下のとおりです。

**■重点事業**

本計画では、推進会議等を活用して施策の進捗状況や効果を検証・評価し、施策の見直し・改善の効果をより高めることをめざし、各年度における重点事業を定めています。

※重点事業は、本計画期間内においても、年度によって変更となる可能性があります。

**7 柱1 経験・学力**

**1-1 子どもの学力保障・学習支援**

子どもの基礎学力は一定程度定着がみられますが、より一層の向上を図り、学力保障や学習支援の取組みを進めます。

すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障のほか、学校と地域が連携した学習支援、就学前の幼児教育、特に支援が必要な子どもを対象とした学習支援を行います。

① 学校教育を中心とした学力保障

ICTの活用により、すべての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を確保できるよう支援します。また、子どもの基礎的な学力が保障されるよう、補習教室の実施や習熟度別少人数指導の推進等により、学力向上に向けた取組みを行います。

**重点事業**

| 事業名        | 事業概要   | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 1 ICT教育の推進 | 児童・生徒の学力の定着と学ぶ意欲の伸長をめざし、電子黒板やタブレット端末などのICT機器を積極的に小・中学校の授業に活用します。 | 指導課 |

**■★マーク**

第1期計画からの施策体系の見直しなどに伴い、本計画から新たに掲載する事業です。

**■★マーク**

令和4年度から新たに開始する事業です。

**■【再掲】マーク**

事業内容が複数の施策小分類に関連する場合、主たる位置づけとは異なる箇所に掲載している事業には、事業名に【再掲】のマークを付けています。事業番号は、主たる位置づけの番号を用いています。

| 事業名                       | 事業概要   | 担当課                      |
|---------------------------|--|--------------------------|
| 14 ★国際交流団体ボランティア日本語教室     | 国際交流団体が実施するボランティア日本語教室では、様々な年齢の方々が学べる日本語の教室を実施しており、また子どもへの学習支援の教室を行っている団体もあります。区では、ホームページや多言語相談窓口等で団体の紹介をするとともに、活動の支援を行っています。                | 国際都市・多文化共生推進課            |
| 15 おたこども日本語教室             | 日本語のサポートを要し就学が困難な外国籍などの子どもに対して、日本語の学習支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます。   | 国際都市・多文化共生推進課（国際都市おたこ協会） |
| 16 ★外国につながるの小学生のための学習支援教室 | 外国につながるの小学生を対象とし、国際都市おたこ協会のこども学習支援ボランティアが学習支援を行う場を提供します。習慣的な学習を定着させるとともに、学習意欲の向上を図ります。   | 国際都市・多文化共生推進課（国際都市おたこ協会） |
| 17 日本語学級                  | 学習言語の習得のため、東京都の認証を受けて設置した日本語学級において通級による指導を行います。区立小・中学校に在籍する外国人及び帰国児童・生徒のうち、日本語初期指導修了程度の日本語能力を有する方を対象とした事業です。                                 | 学務課                      |
| 18 日本語特別指導の充実             | 外国につながるの世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不自由な子どもに対して、80時間を上限として指導員を派遣し、生活言語を中心とした集中的な初期指導を行います。  | 指導課                      |
| 19 稲谷中学校夜間学級              | さまざまな事情で義務教育を修了できなかった方が、理解や習熟の程度に応じて編成したクラスにおいて中学校教育の学習をする場として、東京都の許可を受けた夜間学級を設置運営します。15歳以上で義務教育を修了していない方、事情により実質的に義務教育を受けられなかった方を対象とした事業です。 | 指導課                      |
| 131 つばさ教室【再掲】             | 不登校になっている児童・生徒が学校生活に適應できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。  | 教育センター                   |

## 7 柱1 経験・学力

### 1-1 子どもの学力保障・学習支援

子どもの基礎学力は一定程度定着がみられますが、より一層の向上を図り、学力保障や学習支援の取り組みを進めます。

すべての子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、学校教育を中心とした基礎的な学力の保障のほか、学校と地域が連携した学習支援、就学前の幼児教育、特に支援が必要な子どもを対象とした学習支援を行います。

#### ① 学校教育を中心とした学力保障

ICTの活用により、すべての子どもたちが環境に左右されることなく、学びの機会を確保できるよう支援します。また、子どもの基礎的な学力が保障されるよう、補習教室の実施や習熟度別少人数指導の推進などにより、学力向上に向けた取り組みを行います。

#### 重点事業

| 事業名        | 事業概要   | 担当課 |
|------------|--|-----|
| 1 ICT教育の推進 | 児童・生徒の学力の定着と学ぶ意欲の伸長をめざし、電子黒板やタブレット端末などのICT機器を積極的に小・中学校の授業に活用します。 | 指導課 |

#### 関連事業

| 事業名               | 事業概要   | 担当課 |
|-------------------|--|-----|
| 2 学習補助員の配置        | 小学3年生～中学3年生の算数・数学及び理科の基礎・基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を図るため、学習補助員を全校に配置し、放課後及び土曜日の補習教室における指導や授業中の指導補助を行います。  | 指導課 |
| 3 習熟度別少人数指導の推進    | 小学3年生～中学3年生の算数・数学及び中学校英語について、よりきめ細やかな指導により基礎学力を向上させるため、講師を配置し、習熟度別少人数指導を行います。  | 指導課 |
| 4 補習教室の実施         | 算数・数学の基礎の確実な定着と、英語に対する興味・関心の向上を図るため、学習補助員が放課後及び土曜日に補習教室で指導を行います。区立小・中学校の希望者及び学習内容が未定着と認める児童・生徒を対象とした事業です。  | 指導課 |
| 5 学習カルテ・学習カウンセリング | 児童・生徒一人ひとりの学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるため、日常の学習及び大田区学習効果測定の結果に基づいて作成する学習カルテを用いて、教師との学習支援（個別面接・学習カウンセリング）を実施します。区立小・中学校の小学4年生～中学3年生の児童・生徒を対象とした事業です。 | 指導課 |
| 6 ステップ学習の全校実施     | 算数・数学について、オンラインコンテンツを活用して問題に取り組むとともに、学習の定着状況を確認できるシートを活用し、児童・生徒及び保護者に対して家庭学習や補習教室で繰り返し学習することを働きかけ、確かな学力向上を図ります。区立小・中学校の小学1年生～中学3年生の児童・生徒を対象とした事業です。    | 指導課 |

## コラム① ICT 教育の推進

小5 保護者アンケートでは、経済的理由のために世帯にないものとして、オンラインでの学習に使えるパソコン・タブレットは生活困難層で 38.0%が該当し、全体の 10.2%と比べて差が顕著でした（26 ページ参照）。令和 3 年中に、区立小・中学校の全児童・生徒に 1 人 1 台タブレット端末が配備されました。端末はほぼ毎日持ち帰り、自宅でオンライン学習やタブレット端末を利用することができます。また、インターネット環境が整っていない家庭へはルーターも貸し出しています。タブレット端末が配備されたことにより、家庭の経済的な差異が、オンラインの学習環境の差につながらないようになったことは子どもの貧困対策のうえで重要です。

ヒアリング調査では、登校しぶりの児童・生徒の家庭とつながることができるといった声もありました。実際、学校の教育活動では、障がいの特性や発達の段階に応じて、学習支援ツールや学習コンテンツなどを有効に活用しています。また、入院中の児童・生徒に向けて、オンラインによる学習支援を行うほか、登校に不安を感じている児童・生徒に向けては授業の様子をオンラインで配信しています。ほかにも、一部の学校では海外の留学生との交流や、職場体験の講演会など、体験的な活動やキャリア教育にもタブレット端末が活用されています。

子どもの貧困対策の観点からは、ICT 環境の活用によって、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成することにより、通学できない事情のある子どもを含めたすべての子どもへの学力保障などを行います。加えて、子どもと学校、家庭と学校をつなぎ、子どもが孤立することを予防するツールとしても、タブレット端末などの活用を検討していきます。



タブレット端末を見ながら子ども同士で話し合う様子



タブレット端末や電子黒板を活用した授業

## ② 学校と地域が連携した学習支援

学校と地域が連携して、学習環境の充実や子どもの学力向上を支援する取組みを推進します。

### 関連事業

| 事業名                            | 事業概要   | 担当課   |
|--------------------------------|--|-------|
| 7 学校支援地域本部<br>(スクールサポート<br>おた) | 地域全体で学校を支援するため、地域の団体やNPO、高校、企業などと連携して、補習教室などの学習支援、地域の伝統や文化を学ぶ体験支援、校内施設の整備を行う環境支援などを行います。区立小・中学校を対象とした事業です。 | 教育総務課 |

## ③ 幼児教育の推進

乳幼児期における身近な大人への信頼感や基本的生活習慣の定着を支援するため、保護者に対する支援とともに、保育園における幼児教育など、集団生活を通じた幼児期の学びの基盤形成に取り組みます。また、就学に向けた切れ目ない支援を行います。

### 関連事業

| 事業名                      | 事業概要  | 担当課      |
|--------------------------|---|----------|
| 8 家庭教育学習会(学校デビュー応援プログラム) | 家庭の教育力向上を支援するため、次年度小学校に入学予定の児童や保護者を対象として、家庭教育学習会の開催や、リーフレットの発行を行い、就学に向けた切れ目ない支援を行います。 | 教育総務課    |
| 9 幼児教育機関職員研修             | 区内の幼稚園教諭及び保育士を対象として、専門性の高い多様なスタイルの研修を実施することにより、区内の幼児教育に関する資質の向上を図ります。                 | 幼児教育センター |
| 10 幼児教育に資する相談事業          | 幼児教育の視点から子育て家庭を支援するために、幼児教育に関する情報の提供、相談事業などを行います。幼児及びその保護者を対象とした事業です。                 | 幼児教育センター |

## ④ 特に支援が必要な子どもへの学力保障・学習支援の充実

支援が必要な子どもに対して、それぞれの課題に応じた学力向上に取り組みます。また、貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業や若者の学びなおし支援を行います。さらに、不登校やその予兆がある児童・生徒に対して、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、長期欠席の防止や基礎学力の定着に取り組みます。

### 重点事業

| 事業名              | 事業概要  | 担当課     |
|------------------|---|---------|
| 11 子どもの学習・生活支援事業 | 生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援などを行うことにより、基礎学力の定着と高校進学及び進学後の中退防止を支援します。また、子どもの生活や進路などの相談に応じ、情報提供を行うとともに、関係機関と連携して世帯の支援を行います。 | 蒲田生活福祉課 |
| 12 若者の学びなおし支援    | 生活困窮世帯の高校生世代のうち、高校未進学者・中退者で高校入学試験・高等学校卒業程度認定試験をめざす方を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行います。                          | 蒲田生活福祉課 |

| 事業名          | 事業概要   | 担当課 |
|--------------|--|-----|
| 13 特別支援教育の充実 | 障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育の推進と充実を図るため、特別支援学級の指導の充実、通常学級との交流及び共同学習の促進、スクールカウンセラーによる相談・支援を行います。 | 指導課 |

### 関連事業

| 事業名                       | 事業概要   | 担当課                      |
|---------------------------|--|--------------------------|
| 14 ☆国際交流団体ボランティア日本語教室     | 国際交流団体が実施するボランティア日本語教室では、様々な年齢の方々が学べる日本語の教室を実施しており、また子どもへの学習支援の教室を行っている団体もあります。区では、ホームページや多言語相談窓口などで団体の紹介をするとともに、活動の支援を行っています。             | 国際都市・多文化共生推進課            |
| 15 おおたこども日本語教室            | 日本語のサポートを要し就学が困難な外国籍などの子どもに対して、日本語の学習支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます。   | 国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会） |
| 16 ★外国につながるの小学生のための学習支援教室 | 外国につながるの小学生を対象とし、国際都市おおた協会のこども学習支援ボランティアが学習支援を行う場を提供します。習慣的な学習を定着させるとともに、学習意欲の向上を図ります。   | 国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会） |
| 17 日本語学級                  | 学習言語の習得のため、東京都の認証を受けて設置した日本語学級において通級による指導を行います。区立小・中学校に在籍する外国人及び帰国児童・生徒のうち、日本語初期指導修了程度の日本語能力を有する方を対象とした事業です。                               | 学務課                      |
| 18 日本語特別指導の充実             | 外国につながるの世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不自由な子どもに対して、80時間を上限として指導員を派遣し、生活言語を中心とした集中的な初期指導を行います。  | 指導課                      |
| 19 糀谷中学校夜間学級              | 様々な事情で義務教育を修了できなかった方が、理解や習熟の程度に応じて編成したクラスにおいて中学校教育の学習をする場として、東京都の許可を受けた夜間学級を設置運営します。15歳以上で義務教育を修了していない方、事情により実質的に義務教育を受けられなかった方を対象とした事業です。 | 指導課                      |
| 132 つばさ教室【再掲】             | 不登校になっている児童・生徒が学校生活に適應できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。  | 教育センター                   |

## コラム② 子どもへの学習支援

区では、多様な学びの機会を提供し、貧困の連鎖を断ち切るための取組みとして、中学生及び高校生世代に対する無料の学習・生活支援事業などを行っています。

中学生の学習・生活支援事業は、就学援助、児童扶養手当、生活保護のいずれかを受給している世帯の中学生を対象としています。「家であまり勉強しない」、「勉強の方法を教えてください」、「費用が高くて塾に通わせられない」などといったお悩みを解決できるよう、子どもの習熟度に応じた学習支援や相談を実施しています。

高校生世代の「学びなおし」を応援する学習教室は、中学を卒業した15歳～概ね20歳の方で、児童扶養手当または生活保護を受けている世帯の方を対象としています。「高校を中退したけどこの先どうしたらいいかまだ分からない」、「高校再入学や高卒資格を取得したい」など、一人ひとりに寄り添った学習支援や相談を実施しています。あわせて、学習支援を利用している子どもたちが気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすための居場所づくり、社会性や自己肯定感を培うための交流イベントや体験活動なども実施しています。



中学生の放課後学習支援

また、子どもの生活習慣に関する悩み事や進路選択に関する相談など、保護者からの相談に対し、必要に応じて情報提供や関係機関と連携した支援を実施し、世帯全体への支援にも取り組んでいます。

学習支援は、区の事業として行っているもののほか、地域の活動団体によって運営されているものもあります。支援者ヒアリングなどにおいて、「学習支援に来る家庭は、勉強できる環境を求めている。まずは、来た子にとっての居場所になるように努める。自分がいてもいい場所とじてもらうことが大事」、「学習支援に通うようになって、子どもの表情が明るくなった」、「複合的な課題を抱えている子どもは、頑張れる土台がない」という話がありました。



オンラインを活用した講習会なども実施

小5子どもアンケートからも、授業理解度の低い子どもは、自己肯定感が低い傾向がみられました（24ページ参照）。

学習支援の場は、家庭環境に左右されることのない学びの機会の提供というだけでなく、子どもの「生きる力」や「自己肯定感」を育み、子どもたちにとって安心して過ごせる居場所としても重要な場となっています。



地域活動団体による学習支援、居場所づくり

## 1-2 子どもへの進学支援や就学継続のための支援

子どもや家庭の進学・就学に関する資源の不足の課題に対応する施策です。生活困窮家庭への支援や、障がいがあるなど特に支援が必要な子どもへの支援として教育の機会の保障を行うほか、子ども一人ひとりの自立に向けた支援としてキャリア教育を実施します。

### ① キャリア教育

子どもたちが将来社会で自立する力を養うためには、地域住民や企業、団体など様々なバックグラウンドを持つ大人と関わり、身近なロールモデルに接する機会を持つことが大切です。

進学や就労につながるものづくり教育・学習フォーラムや、中学生の職場体験など、区の特徴を活かしたキャリア教育を推進します。

#### 関連事業

| 事業名                                  | 事業概要  | 担当課     |
|--------------------------------------|---|---------|
| 20 保育園地域活動事業<br>(小中高生の体験学習・ボランティア受入) | 将来の選択肢を広げるキャリア教育の一環として、小中高生の体験学習やボランティアの受入れを行います。   | 保育サービス課 |
| 21 進路指導対策の推進                         | より良い進路指導を推進し子どもが自ら考えて将来を選択できる力をサポートするため、中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び講演会などの研修を行います。区立中学校校長、進路指導主任を対象とした事業です。  | 指導課     |
| 22 中学生の職場体験                          | 自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出すことを目的として、全校において3日間以上の職場体験を実施します。区立中学校の2年生を対象とした事業です。     | 指導課     |
| 23 ものづくり教育・学習フォーラム                   | 児童・生徒のものづくりへの関心を高めキャリア教育の推進を図るとともに、郷土を愛する心を培うために、区内工場に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習や親子でできる体験活動を行います。区立小・中学校の児童・生徒を対象とした事業です。 | 指導課     |

## ② 生活困窮家庭への支援

家庭における経済的な理由が、子どもの進学・就学などへの妨げとならないよう、各種給付金や貸付金事業により支援を行い、すべての子どもの教育の機会均等に取り組みます。

### 重点事業

| 事業名                  | 事業概要   | 担当課   |
|----------------------|--|-------|
| 24 貸付型奨学金            | 大学・短大・専修学校専門課程に就学するための費用を支払うことが困難な方に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。                            | 福祉管理課 |
| 25 高校等給付型奨学金         | 高校等に進学をする住民税非課税世帯の生徒で、一定の基準を満たした生徒を対象に、入学時に必要な費用を奨学金として入学前の3月に一人8万円を給付することにより、入学時の経済的負担を軽減します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。 | 福祉管理課 |
| 26 給付型奨学金（大学等進学応援基金） | 経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志ある生徒に一人15万円を給付し、社会に貢献し得る有用な人材を育成します。区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）を対象とした事業です。                                       | 福祉管理課 |
| 27 就学援助費の支給          | 一定の所得に満たない世帯を対象に、児童・生徒の保護者へ給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給します。  | 学務課   |

### 関連事業

| 事業名                                  | 事業概要   | 担当課   |
|--------------------------------------|--|-------|
| 28 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業             | 高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親または20歳未満の子がより良い条件の就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし民間の講座を受講した場合、受講終了後及び合格後に受講費用の一部を助成します。 | 生活福祉課 |
| 145 生活安定応援事業（受験生チャレンジ支援貸付事業）<br>【再掲】 | 子どもの進学を支援するため、学習塾受講料や高校・大学受験料の貸付を行います。都内に1年以上在住している中学3年生または高校3年生の保護者（所得制限あり）を対象とした事業です。                            | 福祉管理課 |

### ③ 特に支援が必要な子どもへの支援

児童・生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、進学・就学に関する相談や保護者への経済的負担の軽減を行います。

#### 関連事業

| 事業名                              | 事業概要  | 担当課           |
|----------------------------------|---|---------------|
| 29 ☆多言語通訳サービス等による外国人保護者の子育て・就学相談 | 多言語通訳サービスや通訳派遣などの活用により、子育て支援課窓口、保育園、子ども家庭支援センター、学務課（就学窓口）において、外国人保護者の子育て・就学相談などが円滑に行えるよう支援します。                      | 国際都市・多文化共生推進課 |
| 30 就学奨励費の支給                      | 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、特別支援教育の特殊性による経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、通学費・通学用品購入費などを支給します。                                  | 学務課           |
| 124 就学相談【再掲】                     | 関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関など）と連携し、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。区内在住の児童・生徒とその保護者を対象とした事業です。 | 教育センター        |

### 1-3 子どもへの経験機会の提供

生まれ育った環境に左右されず、生きる力を育む活動・体験の機会を十分に得られるよう、様々な事業を実施します。また、そのような機会を提供する社会的な資源（博物館などの文化施設、公園やスポーツ施設など）が存在していたとしても、子どもや家庭の置かれた状況により、それらにアクセスできないことがないよう、取組みを進めます。

#### ① 生きる力を育む活動・体験機会の充実

子どもが、自然や文化、実社会などに直接ふれる体験を通して、疑問を持ち、学び、自ら考える力を育てることで、生きる力の基盤づくりにつながる活動を支援します。さらに、子どもが、多世代間交流を通して、様々な立場の人から認められる経験を重ねることで、自分への肯定的な気づきを得られるように、取組みを進めます。

#### 関連事業

| 事業名                         | 事業概要   | 担当課    |
|-----------------------------|--|--------|
| 31 大田区子どもガーデンパーティー          | 子どもたちが地域の方たちと交流する中で、異なる年代、世代の人々に受け入れられる経験を持つことにより、自己肯定感を育てます。青少年対策地区委員会主催により、子どもたちが地域の人たちと楽しく一緒に活動する体験の機会を提供することで、子どもたちの社会参加の芽を培うとともに、多世代での交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。 | 地域力推進課 |
| 32 リーダー講習会                  | 小学生及び中高生を対象に、学校外・異世代間交流、野外活動などの体験活動を通じて、社会性及びリーダーシップを身につけます。概ね小学5年生～18歳を対象とした事業です。   | 地域力推進課 |
| 33 消費者講座（親子講座）              | 小学生とその保護者を対象に、消費生活にかかる諸問題や環境資源・エネルギー、食育などについて、工作や料理などの体験と親子のふれあいを通じて学ぶ機会を提供します。  | 地域力推進課 |
| 34 ☆青少年交流センター“ゆいっつ”における事業運営 | 宿泊研修、団体生活などを通じて、青少年の健全な育成を図り、自立性、責任感、相互連帯の精神を身につけることをねらいとして、地域団体や関係機関などと連携し、事業運営を行います。   | 地域力推進課 |
| 35 ☆青少年対策地区委員会による地域活動       | 区内18か所の特別出張所ごとに設けられている青少年対策地区委員会が主体となり、小学生対象のリーダー講習会や各種地域行事をはじめ、子どもたちの体験の場の提供や地域の見守りを行うなど、地域における青少年の健全育成を目的とした様々な活動を行います。  | 地域力推進課 |
| 36 ☆おはなし会等の子ども向け行事          | 読書の入り口として、乳幼児から絵本や物語の世界に親しんでもらえるよう、それぞれの区立図書館で、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアターなどのお話会を行います。乳幼児・小学生とその保護者を対象とした事業です。  | 大田図書館  |

## ② 歴史・文化、スポーツを楽しむ機会の充実

大田区にまつわる歴史や文化にふれる機会を提供し、多様な価値観や郷土愛を育むことで、自己肯定感を高められるような取組みを推進します。また、スポーツ体験などを通して、様々な人と交流することで、社会性や協調性を育てます。

### 重点事業

| 事業名                 | 事業概要   | 担当課 |
|---------------------|--|-----|
| 37 ☆おおたプライド事業「大田区学」 | まちの魅力や再発見を通じて大田区の奥深さを知ってもらうことで、広く区内外に大田区のファンを増やすことをめざします。また、郷土の歴史や文化を楽しく学ぶプロセスを通して子どものシビックプライド（地域に対する誇りや愛着）を育み、生きる力につなげます。 | 観光課 |

### 関連事業

| 事業名           | 事業概要  | 担当課     |
|---------------|---|---------|
| 38 体験学習会      | 大田区ゆかりの手仕事（海苔すきや麦わら細工など）や産業、工芸作品などを観たり体験したりすることで、成功体験の育成や、好奇心や探求心を醸成し視野を広げます。小学生を対象とした事業です。                     | 文化振興課   |
| 39 ☆博物館や記念館   | 学齢期の来館者にも理解しやすいリーフレットの作成や展示を行います。自由研究などの学習支援も行き、博物館や記念館を利用しやすい環境を作ります。  | 文化振興課   |
| 40 ☆スポーツ推進委員  | スポーツ推進委員は、地域においてスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導や助言を行っており、区民がスポーツに親しむきっかけづくりや区のスポーツ事業への協力を通じ、様々なスポーツ体験の機会を提供する役割を担っています。 | スポーツ推進課 |
| 41 ☆区民スポーツまつり | 区民にスポーツ、レクリエーション活動を提供することにより、健康・体力づくりや地域住民相互の交流を図ります。   | スポーツ推進課 |

### コラム③ 子どもへの経験機会の提供（歴史・文化など）

本プランでは、子どもの貧困の一つに、経験の機会の不足を挙げています。経験の機会の不足は、経済的困窮に起因するものだけでなく、都内・区内には様々な歴史・文化の体験機会を提供する博物館などの社会資源は豊富にあります。そこへアクセスできない様々な状況も問題となります。新型コロナウイルス感染症の影響で様々な体験の機会が不足することによる、子どもへの悪影響が懸念されます。生まれ育った環境に左右されることなく様々な体験にふれる機会があることが大切です。

区には、郷土博物館、勝海舟記念館、大森 海苔のふるさと館など、気軽に郷土の歴史・文化にふれることができる社会資源があります。勝海舟記念館では、広い視野と見識で激動の江戸時代後期～明治時代を生き抜いた勝海舟に係る古文書や遺品などから、その事蹟や人柄にふれることができます。郷土博物館では発掘調査で見つかった旧石器時代から中世までの土器、石器、金属器などを見ることができます。また馬込文士村に住んでいた作家や画家の作品、海外でも人気の版画絵師川瀬巴水の作品を見ることがもできます。勝海舟記念館は洗足池公園、大森 海苔のふるさと館は大森ふるさとの浜辺公園内にあり、自然環境とふれあいながら郷土の歴史にふれることができます。

また、子どもの成長に欠かせない大切な経験の一つに読書体験があります。子どもの読書には、思考力、表現力の育成、感受性、想像力の育成、豊かな人間性の形成などの多様な効果が期待されています。本を通じて世界とつながる読書体験を子どもたちに提供することは不可欠と言えます。

小5子どもアンケートでは、自分だけの本を持っていると回答した割合が減少しました（26ページ参照）。大田区立図書館では、全16館で乳幼児からティーンズまで年齢に合わせた子どものための本を豊富に所蔵・貸出するとともに、絵本の読み聞かせなどを行うおはなし会、おすすめの本を紹介する展示などを行っています。（おすすめの本は図書館ホームページでも紹介しています。）



大森 海苔のふるさと館  
海苔つけ体験



郷土博物館 体験学習会  
六郷のとんび凧づくり



大田区立勝海舟記念館  
子どもも楽しめるガイド  
「勝海舟ってどんな人？」



池上図書館（左：正面入口 右：児童コーナー）

## コラム④ スポーツの体験

東京 2020 オリンピック・パラリンピックはスポーツの持つ力を改めて感じさせてくれました。一方、令和 3 年 12 月にスポーツ庁が公表した、令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、体力合計点は、前回調査（令和元年度）と比べ、小学 5 年生、中学 2 年生の男女ともに低下しました。子どもの体力向上のためには、体育授業の取組みや、幼児期からの運動習慣の形成が重要です。区は、スポーツを通じて区民が豊かで健康的な生活を営むことを願い、平成 24 年にスポーツ健康都市宣言を行いました。大森ふるさとの浜辺公園を中心とした、大森スポーツセンター、大田スタジアム、森ヶ崎公園、大田区総合体育館に囲まれたエリア「新スポーツ健康ゾーン」を中心に、スポーツ環境の整備に取り組んでおり、大森ふるさとの浜辺公園では「する」スポーツとして、ビーチスポーツの体験などができます。

また、区では「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツも推進しており、アースフレンズ東京Z（Bリーグ所属）や東京羽田ヴィッキーズ（Wリーグ所属）の本格的なバスケットボールなどの観戦が身近な地域で楽しめます。「する」スポーツ、「みる」スポーツの楽しさは子どもの体力づくりといきいきとした心を育み、子どもが豊かで健康的な生活を送ることが期待できます。



ビーチヨガ教室



区民スポーツまつり「ポッチャ体験会」



ビーチバレー場無料開放 DAY



大田区総合体育館で開催された  
バスケットボールの試合

## 8 柱2 生活・健康

### 2-1 子どもへの健康・医療支援

子どもの健やかな成長のため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援が求められていることから、健康支援を推進します。また、子どもの医療に関する支援や栄養確保・食育を推進することで、子どもの健やかな成長を促進します。

#### ① 妊娠期から子育て期の切れ目のない健康支援の推進

子どもの健やかな成長のためには、健康の保持や増進が重要です。乳幼児の健康な成長を支えるため、健康診査など各種事業を推進します。また、妊娠・出産の不安軽減を図るため、乳児のいるすべての家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問事業の実施や、出産や育児に関する情報の提供を行い、切れ目のない支援を行います。

#### 重点事業

| 事業名                   | 事業概要   | 担当課                   |
|-----------------------|--|-----------------------|
| 42 大田区子育て応援メールの配信     | 妊娠中の方や就学前の子がいる家族の方が安心して出産や子育てができるように、胎児や子どもの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育てサービスなどについて、タイムリーに情報を届けます。妊娠期～就学前の児童のいる世帯を対象とした事業です。       | 健康づくり課                |
| 43 乳幼児歯科相談            | 乳幼児の歯と口腔の健全な発育のため、健康教育、健診、指導、予防処置を実施します。概ね3歳までの乳幼児（障がいがある場合は就学前まで）を対象とした事業です。  | 健康づくり課<br>地域健康課       |
| 44 産後ケア事業             | 出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を目的として、産後ケア（訪問型、日帰り型、宿泊型、グループケア型）を実施し、助産師の訪問や助産院等の施設で母子のケアや育児・授乳指導等を行います。生後1年（一部は4か月）までの乳児の母親を対象とした事業です。 | 健康づくり課<br>地域健康課       |
| 45 妊婦面接               | 妊娠届出時に専門職が面接を行い、その後も継続して様々な相談に応じることで、妊娠から出産、子育て期への切れ目のない支援を行います。すべての妊婦を対象とした事業です。  | 健康づくり課<br>地域健康課       |
| 46 すこやか赤ちゃん訪問事業       | 乳児とその産婦の心身の状況や養育環境の確認と、子育て情報の提供や相談支援を行うため、保健師、助産師が生後4か月までの乳児宅を訪問し指導を行います。特に支援が必要な家庭には、適切なサービスにつながるよう、子ども家庭支援センターなどと連携します。    | 健康づくり課<br>地域健康課       |
| 47 ☆予防的支援推進とうきょうモデル事業 | 子育て家庭への予防的支援により、児童虐待の未然防止の徹底を図るため、令和3年度から令和5年度までの3年間において、指定自治体と都・東京都医学総合研究所が協働したモデル事業を実施し、効果検証や支援方法を確立します。                   | 健康づくり課<br>子ども家庭支援センター |

関連事業

| 事業名                    | 事業概要   | 担当課             |
|------------------------|--|-----------------|
| 48 入院助産への助成            | 出産に当たって、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院や助産施設に入院できない妊産婦に対し、出産にかかる費用の助成を行います。   | 生活福祉課           |
| 49 ★パースデーサポート事業        | 2歳児を育てる世帯への支援を充実します。子育てに関するアンケートを実施し、こども商品券を支給するとともに、必要に応じて専門職による個別支援を実施します。   | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 50 妊婦健康診査費用の助成         | 母子健康手帳とともに、妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票を交付し、健診費用の一部を助成します。経済的に困窮した妊婦に対しては、保健指導票を交付します。                             | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 51 健康診査（4か月～4歳未満）      | 乳幼児期の発達の節目となる時期に健診を行い、健全な発育を確認するとともに、適時適切な情報提供を行うことで、養育者が安心して子育てができるよう支援します。4か月～4歳未満の乳幼児を対象とした事業です。                              | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 52 乳幼児経過観察健診           | 専門医・心理判定員などによる定期的な健診・保健指導、栄養指導、心理相談を実施することで子どもの健やかな成長を支援します。乳幼児健康診査後、継続的に観察や相談が必要な子どもを対象とした事業です。                                 | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 53 乳幼児発達診断             | 運動や精神の発達の遅れ、障がいなどの早期発見のため、専門医・心理判定員などによる健康診査、相談指導を継続的に実施することで、養育者の育児不安解消を支援します。乳幼児健康診査の結果などで、主として運動発達や精神発達の遅れが疑われる子どもを対象とした事業です。 | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 54 両親学級                | 母親の育児不安の軽減と父親の育児参加を促進するため、妊娠・出産・育児に関する夫婦参加型の講義、もく浴実習などを実施します。区内在住の妊婦とそのパートナーを対象とした事業です。  | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 55 保育園地域活動事業（育児応援券の配布） | 区立保育園及び一部の私立保育園で子育て相談、保育見学、給食の試食を無料体験できる「育児応援券」を配布し、在宅育児の不安や負担感の解消を図ります。妊娠期から2歳児までの乳幼児を在宅育児する保護者を対象とした事業です。                      | 保育サービス課         |

## コラム⑤ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

出産や育児は人生における大きなライフイベントで、喜びとともに不安もあると思います。そんな時はひとりで抱え込まず、相談できる場所で不安や悩みを相談することが大切です。

区では「子育て世代包括支援センター」の機能設置により、妊娠・出産・子育ての相談に応じています。母子保健施策と子育て施策を一体的に提供するために地域の保健医療や福祉の関係機関などと連携を図りながら業務を行っています。

特に支援を必要とする家庭に対しては、妊娠届出時の妊婦面接などをきっかけに電話連絡や訪問など、関係機関と連携しながらよりきめ細やかに家庭に寄り添った支援を行います。

区に勤務している「保健師」をご存じでしょうか。

保健師は、からだやこころの相談を受ける、“地域の看護師さん”です。区内4か所の保健所（地域健康課）におり、区民の健康維持・増進を目的として、民生委員などの地域の支援者とも協力しながら、幅広く相談をお受けしています。区内で出産・育児の経験がある方は、「妊婦面接」、「すこやか赤ちゃん訪問事業」や「乳幼児健康診査」などで、お話をされたことがあるかもしれません。お気軽にお話できるよう、ご相談は各保健所の窓口のほか、電話でも受け付けています。

また、「大田区子育て応援メール」として、妊娠中の方や就学前のお子さんがあるご家族の方が安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんやお子さんの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育てサービスなどについて、お子さんの年齢に合わせて情報をお届けするサービスを実施しています。

子育て家庭が孤独な子育てに陥らないよう、区では引き続き支援を進めてまいります。



子育て応援メールチラシ

## ② 子どもの医療に関する支援の推進

必要とする子どもにもれなく医療が届くよう、医療費を助成します。

### 関連事業

| 事業名                       | 事業概要  | 担当課             |
|---------------------------|---|-----------------|
| 56 ☆子どもの疾病に対する医療費助成（養育医療） | 出生体重 2,000 g 以下または生活力薄弱で入院養育を必要とする新生児を対象に医療費の助成を行います。               | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 57 ☆子どもの疾病に対する医療費助成（育成医療） | 18 歳未満の障がい児で、手術などにより、機能回復が見込まれる子どもを対象に医療費の助成を行います。                  | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 58 ☆乳幼児及び義務教育就学時の医療費の助成   | 医療費の自己負担額（通院・入院）と、入院時の食事療養費標準負担額を助成します。区内在住で健康保険に加入している方を対象とした事業です。 | 子育て支援課          |

## ③ 子どもの栄養確保、食育の推進

保育所、児童館、学校や地域と連携した食育の取組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう取組みを進めます。また、保育所の給食や学校給食では、適切な栄養を摂取することで児童・生徒の健康保持増進を推進します。

### 関連事業

| 事業名           | 事業概要   | 担当課             |
|---------------|--|-----------------|
| 59 食育の推進      | 乳幼児期からの適切な食生活が健康づくりに欠かせないことから、保育所、児童館、学校や地域と連携した食育の普及事業や望ましい食習慣が実践できるようになるための食環境整備、栄養・健康情報の提供を行います。すべての子どもと保護者を対象とした事業です。                    | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 60 学校給食       | 適切な栄養の摂取による健康の保持増進、望ましい食習慣の定着、食に関する様々な理解と児童・生徒の心身の健全の発達のために給食を提供します。区立小・中学校の児童・生徒を対象とした事業です。   | 学務課             |
| 61 食育推進チームの設置 | 全校に食育推進チームを組織し、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。また、食育に関する研究授業を行い、各学校に食育の取組事例などを周知し、食育の指導の充実を図ります。区立小・中学校を対象とした事業です。 | 指導課             |

## 2-2 保護者への生活・子育て支援

子どもの健やかな成長のため、子育て家庭に対して、引き続き子育て支援サービスを提供するほか、様々な相談内容に対応できるよう、相談体制の充実と専門的人材の育成を行い、子育て家庭を包括的に支援します。

### ① 子育て支援サービスの充実

家事・育児・仕事の両立など、個々の状況に応じた子育て家庭への支援を推進します。また、一時的に家事援助や緊急の保育などが必要となったときに、必要な家庭に支援が行き届くよう、サービスの充実を図ります。

#### 重点事業

| 事業名                      | 事業概要  | 担当課         |
|--------------------------|---|-------------|
| 62 産後家事・育児援助事業（ぴよぴよサポート） | 乳幼児を育児中の世帯の家事・育児の負担軽減を図るため、日常的な家事援助（清掃・洗濯・料理・買い物など）や、育児を補助するヘルパーを派遣します。保育サービスを利用していない2歳までの乳幼児を育児中の方を対象とした事業です。                            | 子ども家庭支援センター |
| 63 産後家事・育児援助事業（にこにこサポート） | 心身ともに支援が必要となる出産直後の産婦さんに、産前産後の母子支援の専門家「産後ドゥーラ」を派遣し、家事や育児をサポートします。出産後6か月以内の方を対象とした事業です。   | 子ども家庭支援センター |
| 64 緊急一時保育                | 保護者が出産や病気などで入院したときや、家族の看護、冠婚葬祭などで一時的に子どもを養育できないときに、区立保育園での保育を実施することで、緊急時であっても安定した子どもの養育ができるよう支援します。区内在住の満1歳（民間委託園は57日）から就学前の児童を対象とした事業です。 | 保育サービス課     |
| 65 病児・病後児保育事業            | 病気などで一時的に通園できない児童を専用スペースで預かることにより、保護者が安心して仕事ができるように支援することを目的としています。区内保育所などに通所しているか、区内在住で大田区外の保育所等に通所している児童を対象とした事業です。                     | 保育サービス課     |

#### 関連事業

| 事業名                             | 事業概要   | 担当課         |
|---------------------------------|--|-------------|
| 66 児童館事業                        | 地域の子育て支援の拠点として、学童保育や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。妊娠・出産期から就学前の児童と保護者、小学生から高校生、地域の方を対象とした事業です。 | 子育て支援課      |
| 67 子育て情報の充実                     | 子育てに関する様々な事業やサービスをまとめた「子育てハンドブック」を作成し、必要なときに必要なサービスが利用できるよう、情報をわかりやすく提供します。大田区に転入届、出生届を提出した方を対象とした事業です。    | 子育て支援課      |
| 68 ファミリー・サポートおおた                | 育児のお手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児のお手伝いをしたい方（提供会員）が登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動を区が支援します。生後4か月～12歳の児童を対象とした事業です。    | 子ども家庭支援センター |
| 69 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業 | 保護者の入院や仕事の事情などで、休日や夜間、また数日にわたり子どもの養育が一時的に困難となった家庭の子育てを支援するため、指定施設で子どもを養育・保護します。2歳～15歳の児童を対象とした事業です。        | 子ども家庭支援センター |

| 事業名                | 事業概要   | 担当課     |
|--------------------|--|---------|
| 70 認可保育園           | 保護者が就労などにより保育が必要な乳幼児を保育します。また、心身に障がいをもつ児童について集団保育の中で適切な統合保育を行い、その児童の望ましい発達を促進します。保育を必要とする就学前児童を対象とした事業です。        | 保育サービス課 |
| 71 認証保育所           | 低年齢児保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。区は運営費、開設準備経費の助成を行います。保育を必要とする就学前の児童を対象とした事業です。         | 保育サービス課 |
| 72 小規模保育所          | 低年齢児の保育需要に対応するため、民間事業者による定員19名以下の小規模保育所や事業所が従業員の子ども等を保育する事業所内保育所を区が認可しています。区内在住の1・2歳の児童を対象とした事業です。               | 保育サービス課 |
| 73 家庭福祉員（保育ママ）     | 保護者が就労または求職のため、昼間家庭で保育が困難な児童を保護者にかわって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした保育サービスです。区内在住の生後43日～2歳未満の児童を対象とした事業です。                | 保育サービス課 |
| 74 定期利用保育          | 保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決められることができる保育サービスです。区内在住で保護者が求職中などの理由で一定程度継続的に保育が必要な児童を対象とした事業です。 | 保育サービス課 |
| 75 保育園における幼児教育の取組み | 生活や遊びの中で自発的・主体的に環境と関わりながら人格形成の基礎を築く幼児期の教育を保育所保育においても実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続をめざします。保育所保育を受けるすべての子どもを対象とした事業です。    | 保育サービス課 |

## コラム⑥ 家事・育児のサポート

「びよびよサポート」、「にこにこサポート」をご存じですか？

共働き家庭の増加に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての知恵や経験を共有することが難しく、周囲に子育てに関する手助けを求めにくくなっています。不安や悩みを相談することができずに、一人で抱え込むなど、保護者が孤立化し、子育ての負担感が大きくなっています



区では、産後における心身の負担や、育児不安、孤立感を軽減するため、「産後家事・育児援助事業（びよびよサポート・にこにこサポート）」を行っています。

出産後は誰もが大変な時期です。産婦さんや育児中のご家庭の、家事や育児に対する負担や不安などを少しでも和らげ、心と時間にゆとりを持っていただけるよう、ヘルパーや産後ドゥーラを派遣し、家事や育児をお手伝いします。

産後ドゥーラとは、産前産後における母子支援の専門家です。赤ちゃんのお世話のレクチャーや育児相談、お食事作りなど、産後のデリケートな気持ちに寄り添いながらサポートします。

利用いただいた方からは、「とても気が楽になった」、「話し相手にもなってくれて、励ましてくれて、自分の心のリフレッシュにもなった」、「綺麗に掃除してくれるだけでなく、主婦の知恵も教えてくれるのでとても助かっている」といった声が寄せられています。

こうした事業を通じて、必要な家庭に支援が行き届き、子どもの健やかな成長につながることを望まれます。

## ② 保護者の養育力の向上の支援

子育てに関する知識や情報を提供する子育てひろばや育児学級を通じて、保護者の不安を軽減し、保護者の養育力の向上を支援します。

### 重点事業

| 事業名                   | 事業概要   | 担当課                              |
|-----------------------|--|----------------------------------|
| 102<br>子育てひろば<br>【再掲】 | 児童館、キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷及び一部の保育園の一区画を活用し、大田区にお住まいの子どもと保護者が、親子でゆったり過ごしながらか子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を提供します。 | 子育て支援課<br>子ども家庭支援センター<br>保育サービス課 |

### 関連事業

| 事業名                             | 事業概要   | 担当課             |
|---------------------------------|--|-----------------|
| 76<br>男性の家庭参画講座                 | 男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。区内在住、在勤または在学の男性の保護者を対象とした事業です。   | 人権・男女平等推進課      |
| 77<br>子育てグループワーク                | 心理相談員や保健師などが、子育てに不安のある母親を対象にグループワーク、22歳以下の母親の会、親子発達支援グループを実施し、育児不安の解消につなげます。乳幼児を持つ母親を対象とした事業です。                    | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 78<br>育児学級                      | それぞれの時期に合った離乳食の進め方や生え始めの歯についてのアドバイスなど、栄養や発育に関する基本的な知識を提供するとともに、育児を通じた仲間作りを支援します。乳幼児を持つ保護者を対象とした事業です。               | 健康づくり課<br>地域健康課 |
| 79<br>初めてのパパママ子育て教室             | 1人目の子育てをしている両親と乳児と一緒に参加できる教室を開催し、家族間の良好な関係づくりと子育て家庭の交流を支援します。1歳未満の乳児と保護者を対象とした事業です。                                | 子ども家庭支援センター     |
| 91<br>大田区養育支援家庭訪問「ゆりかご」<br>【再掲】 | 「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、研修を受けた地域の支援員が、赤ちゃんのもく浴や授乳の補助、通院や健診への同行などを行うことにより、児童虐待の未然防止、適切な養育の支援を行います。4か月健診受診日までの乳児を対象とした事業です。 | 子ども家庭支援センター     |

### ③ 相談支援体制の充実

育児や子育てに関する悩みや不安、家庭が抱える見えにくい問題を早期発見し、子育て家庭の孤立を防ぐため、子育てや生活全般に係る相談など、各種相談支援の充実を図ります。

#### 重点事業

| 事業名                                    | 事業概要   | 担当課     |
|--|--|---------|
| 80<br>離婚と養育費にかかわる総合相談                  | ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施します。弁護士による法律相談と合わせ、「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とします。区内在住で20歳未満の子どもを持つ保護者を対象とした事業です。                                     | 福祉管理課   |
| 81<br>大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA         | 様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理を行い、解決をめざします。また、離職などで住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給する給付金の手続きも行っています。       | 蒲田生活福祉課 |
| 82<br>子ども生活応援臨時窓口                      | 子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による出張型の臨時相談窓口を開設します。すべての保護者を対象とした事業です。   | 蒲田生活福祉課 |
| 95<br>★（仮称）大田区子ども・若者総合相談窓口及び居場所の整備【再掲】 | 子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する子ども・若者を対象とした属性を問わない総合的な相談窓口を設置し、適切な支援につなげるとともに、居場所における各種参加活動を通じ、就労支援、就学支援を含む自立への支援を図ります。主に困難を有する子ども・若者（概ね15歳～39歳）及びその家族を対象とした事業です。 | 地域力推進課  |

#### 関連事業

| 事業名                             | 事業概要   | 担当課                      |
|---------------------------------|--|--------------------------|
| 83<br>配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援       | 配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座などにより啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制を整備します。すべての区民を対象とした事業です。           | 人権・男女平等推進課               |
| 84<br>女性のための相談                  | 自分自身の生き方や性格、家族関係、人間関係に関する心の悩み、出産や妊娠、更年期などの身体の悩み、セクシャルハラスメントや差別の職場での悩みの相談などに対応します。すべての女性を対象とした事業です。 | 人権・男女平等推進課               |
| 85<br>おおた国際交流センターにおける外国人相談窓口の運営 | 日常生活で困ったこと、分からないことがある外国人区民からの相談に多言語で対応し、外国人区民への情報提供、行政手続きや意思疎通の支援を行います。また、区に提出する文書の翻訳も行います。        | 国際都市・多文化共生推進課(国際都市おおた協会) |
| 86<br>家庭相談員による相談事業              | 生活福祉課に配置された相談員が、夫婦や親子関係など家庭内の問題で悩んでいる方に対して助言を行います。すべての区民を対象とした事業です。                                | 生活福祉課                    |
| 87<br>婦人保護事業                    | DV防止法及び売春防止法に基づき、専門の相談員が支援を必要とする女性に対して相談・支援を行います。すべての女性を対象とした事業です。                                 | 生活福祉課                    |

| 事業名                           | 事業概要  | 担当課   |
|-------------------------------|---|---|
| 88 精神保健福祉相談                   | 精神科専門医による予約制の相談を通じ、こころの健康相談から診療を受けるにあたっての相談、アルコール、薬物依存、思春期、社会復帰、ひきこもりなどの広範囲な相談を実施します。すべての区民を対象とした事業です。  | 健康づくり課<br>地域健康課                                     |
| 89 ☆子育て世代包括支援センターの設置（機能設置）    | 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、情報提供、必要なサービスにつながります。また、地域の保健医療、福祉の関係機関などと連携を図ります。18歳未満の子どもとその保護者を対象とした事業です。          | 健康づくり課<br>地域健康課<br>子育て支援課<br>子ども家庭支援センター<br>保育サービス課 |
| 90 子どもと家庭に関する総合相談             | キッズな大森・蒲田・洗足池・六郷において、子ども家庭相談員が、子どもやその家庭が抱える問題や不安、悩みについて相談（来所または電話、匿名も可）に対応します。必要に応じて専門相談員・福祉・健康・教育等の関係機関と連携し、適切なサービスを提供するなど解決策を考えます。          | 子ども家庭支援センター   |
| 91 大田区養育支援家庭訪問「ゆりかご」          | 「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、研修を受けた地域の支援員が、赤ちゃんのもく浴や授乳の補助、通院や健診への同行などを行うことにより、児童虐待の未然防止、適切な養育の支援を行います。4か月健診受診日までの乳児を対象とした事業です。                            | 子ども家庭支援センター   |
| 92 保育園地域活動事業（子育て相談、出張相談、園庭開放） | 保育経験豊かな職員が電話や来園による相談に応じたり、看護師・栄養士・保育士が育児相談や講習会などを実施します。この他、親子の遊び場として園庭開放を行います。また、保育サービスアドバイザーが出張による保育園の入園に関する相談や育児相談を実施します。すべての保護者を対象とした事業です。 | 保育サービス課   |
| 93 教育相談                       | 学校不適應の解消のため、不登校や問題行動、発達に関わることや、友人関係などの生活面の悩みや学習・進路の悩みなど、子どもに関わる様々な問題や悩み相談に応じ、児童・生徒及び保護者への支援・援助を行います。  | 教育センター  |
| 66 児童館事業【再掲】                  | 地域の子育て支援の拠点として、学童保育や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。妊娠・出産期から就学前の児童と保護者、小学生から高校生、地域の方を対象とした事業です。                                    | 子育て支援課  |
| 10 幼児教育に資する相談事業【再掲】           | 幼児教育の視点から子育て家庭を支援するために、幼児教育に関する情報の提供、相談事業などを行います。幼児及びその保護者を対象とした事業です。   | 幼児教育センター  |

## コラム⑦ 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA

大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA（ジョボタ）は、生活・家計、仕事、住居・家族のことなどで悩んでいる方のための無料相談窓口です。

保護者への生活支援では、「家計のやりくりが大変」、「家庭生活が不安」、「引きこもっている家族がいる」など、家庭におけるお悩みについて、社会福祉士や精神保健福祉士、社会保険労務士などの専門相談員が相談者と一緒に考え、問題を整理し、解決していくことをめざしています。

例えば、生活・お仕事の困りごとを抱える方の相談を整理し、解決に向けてサポートする「自立相談支援事業」をはじめ、離職などによって家賃が払えない方を支援する「住居確保給付金（家賃補助）」、多重債務、滞納、収支バランスの悪化などの解決に向けて家計の見直しを支援する「家計改善支援」など、相談者の状況に応じた様々な支援があります。

また、子ども・若者の社会的自立の確立には、JOBOTAは、無料職業紹介所の認可を受け、求人開拓、紹介、面接の準備、入社後の支援と一貫した就職サポートにも取り組んでいます。

「JOBOTAプロジェクト（就労準備支援事業）」として、「仕事に就く自信がない」、「生活が昼夜逆転している」などの悩みを抱えている若者などへの支援を行っています。多様なプログラムを通じ、就職支援とともに、生活基盤を整えることをあわせて応援しています。

複合化・複雑化した課題を抱えた相談者の方の話を、相談員がしっかりと受け止め、解決に向けて寄り添って支援していきます。

JOBOTAは、本計画の策定目的のもと掲げられた施策「貧困の連鎖を断ち切るための支援」のうち経済的困難を抱える家庭、ひとり親家庭、若者に対する就労支援の一翼を担っています。

また、子どもの生活を応援する事業として、子育て世帯の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、子ども生活応援臨時窓口を開催しています。

さらに令和4年度から新たに、JOBOTAの機能を拡充して、ひきこもり支援室SAPOTA（サポタ）を設置するなど、相談体制の強化を図っています。



JOBOTAでの相談の様子



JOBOTAプロジェクト  
（就労準備支援事業）  
によるPC教室

#### ④ 相談支援に関わる専門的人材の育成

子どもとその家庭に関わる相談体制の向上を図るため、専門的な知識を有する人材の育成に取り組みます。

##### 関連事業

| 事業名                       | 事業概要  | 担当課   |
|---------------------------|---|-------|
| 94 ★大田区福祉人材育成・交流センターの機能設置 | 大田区版「地域共生社会の実現」に向けて、福祉人材の確保・育成・定着の各種事業を実施します。育成機能では、福祉共通の基礎や世代、属性によらない包括的な支援に向けた各種研修を実施します。大田区で働く福祉の専門職（区職員や福祉分野を希望する求職者を含む）の方を対象とした事業です。 | 福祉管理課 |
| 生活指導対策(生活指導主任会)<br>【再掲】   | 学校全体の生活指導の向上を図るため、区立小・中学校の生活指導主任が、学校や地域における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導のあり方を児童委員や児童相談所、警察署などの関係機関と協力し、協議及び研修を行います。                               | 指導課   |

### コラム⑧ 子どもを支援する人材育成の推進

小5保護者アンケートによると、世帯が複数の課題を抱えている場合、課題を抱えていない世帯と比較して、困りごとがあっても公的機関に相談しないと回答した割合が高くなっていました（44ページ参照）。また、支援者ヒアリングでは、親が、家庭に課題を抱えていることに負い目を感じて相談をためらうケースや、子どもが、自らの現状に問題があると認識しておらず、SOSを出せないケース等への言及があり、支援が必要な子どもや家庭が、公的機関につながりにくくなる背景がうかがえました。

こうした現状から、子どもや家庭の抱える課題を的確にとらえると同時に、必要に応じて複数の支援機関によるチーム支援を推進する人材を育成し、課題の早期発見や連携支援につなげていくことが必要となります。

区では、令和4年度から新たに、大田区福祉人材育成・交流センターの機能設置を行い、区職員を含めた区内で働く福祉関係機関の職員・支援者に対して、分野共通の福祉の基礎知識をはじめ、世代や属性によらない包括的な相談支援、多機関・多職種連携支援などの研修を行い、福祉人材の育成に取り組めます。

区内の様々な福祉分野で働く支援者同士が、研修や交流事業を通して、互いの支援機関・専門職の役割を知り「顔の見える関係」を構築していくことで、支援につながっていない子どもや家庭の早期発見・早期支援、複数の課題を抱える子どもや家庭に対する多機関連携支援の推進を図ります。

子どもたちの健やかな成長を支援するにあたり、制度の狭間に陥ることがないように切れ目のない支援を進めていきます。



福祉関係職員に対する研修

